

令和6年度ごみの分別促進等に係る普及啓発業務委託 審査基準の目安（配点：100点）

評価の着目点		配点	評価点	評 価
①②の判定時の重点項目				●学生を中心とした若者、子育て世帯を対象の重点としているか。 ●映画館広告「シネアド」の特性を踏まえ、市民一人一人の分別意識の向上に向けた効果的な啓発内容となっているか。 ●学校等の長期休暇期間に発信するなど、閲覧者の増加に向けた工夫がなされているか。 ●本市のwebサイト上の啓発や動画への導線を設定するなどの工夫がなされているか。
①コンテンツの制作		20	20	上記の重点項目を踏まえた非常に優れた提案内容となっている。
			15	上記の重点項目を踏まえた優れた提案内容となっている。
			10	上記の重点項目を踏まえた有効な提案内容となっている。
			5	上記の重点項目を十分に踏まえてないが、一部有効な提案内容がある。
			0	上記の重点項目を踏まえておらず、有効な提案内容がない。
②コンテンツの 発信		10	10	上記の重点項目を踏まえた非常に優れた提案内容となっている。
			8	上記の重点項目を踏まえた優れた提案内容となっている。
			6	上記の重点項目を踏まえた有効な提案内容となっている。
			4	上記の重点項目を十分に踏まえてないが、一部有効な提案内容がある。
			2	上記の重点項目を踏まえておらず、有効な提案内容がない。
	上映する 映画館の数	10	10	上映する映画館の数が5館以上である。
			8	上映する映画館の数が4館である。
			6	上映する映画館の数が3館である。
			4	上映する映画館の数が2館である。
			2	上映する映画館の数が2館未満である。
	上映期間	10	10	上映期間が5週間以上である。
			8	上映期間が4週間である。
			6	上映期間が3週間である。
			4	上映期間が2週間である。
			2	上映期間が1週間である。
③これまでの周知・啓発に対する改善や新たな周知・啓発手法の検討・実施		20	20	これまでの周知・啓発手法や内容の改善点、新たな周知・啓発手法について、非常に優れた提案がある。
			15	これまでの周知・啓発手法や内容の改善点、新たな周知・啓発手法について、優れた提案がある。
			10	これまでの周知・啓発手法や内容の改善点、新たな周知・啓発手法について、有効な提案がある。
			5	これまでの周知・啓発手法や内容の改善点、新たな周知・啓発手法について、一部有効な提案がある。
			0	これまでの周知・啓発手法や内容の改善点、新たな周知・啓発手法について、有効な提案がない。
④運営体制の安定度		10	10	運営体制に厚みがあり、業務をととも安定的に実施することができる体制であると思われる。
			8	運営体制に厚みがあり、業務を、十分安定的に実施することができる体制であると思われる。
			6	業務の安定的な実施は可能であると思われる。
			4	運営体制が不十分で、業務の安定的な実施について不安がある。
			2	運営体制が不十分で、業務の安定的な実施が困難である。
⑤見積金額		10	10点×（受託希望者中の最低見積額）／（各受託希望者の見積額） ※ ただし、小数点以下は切り捨てる。	
⑥実績件数		5	5	過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が10件以上ある。
			4	過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が8件以上ある。
			3	過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が5件以上ある。
			2	過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が3件以上ある。
			1	過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が3件未満である。
⑦社会貢献		5	5	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、両方の認証を受けている。
			3	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、いずれか一方の認証を受けている。
			1	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、いずれの認証も受けていない。

※ 同点の場合は、見積金額が最も低い者を選定する。